三調政連ニュース　No.06－03

（発行） 令和 6 年 9 月 19 日　幹事長　中野　久生

公明党三重県本部「公明党政策懇談会」開催

令和 6 年 9 月 18 日(水)ホテルグリーンパーク津　2F　けやきの間　において、「令和 7 年度予算政策要望」のヒアリングを兼ねた「公明党政策懇談会」が開催されました。

三重県土地家屋調査士政治連盟からは神戸会長、山本副会長、幹事長中野の 3 名が出席し、公明党三重県本部代表の中川康洋衆議院議員、新妻秀規参議院議員、公明党三重県本部幹事長の今井智広県会議員ほか 3 名の市会議員、町会議員と別紙「要望書」に基づく懇談を行いました。短時間ではありましたが、質疑応答も活発におこなわれました。特に、地籍調査と狭あい道路関係について協議しました。

事前に要望書を提出してあった為、開始前に回答書をいただきましたので併せて掲載致します。



要望項目　　国関係

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

1、　法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第１４条地図作成作業の推進と予算・人員の確保について要望します。

現行の地図整備計画が令和６年度で終了することから、次期地図整備計画（令和７年度～）も引き続き予算及び人員の確保を要望します。

地図整備事業の経済効果は予算額の約７倍から約９倍との推計もあり、①防災・まちづくり型、②大都市特化型、③被災地域復興型の地区選定が、見込まれます。

２、　相続土地国庫帰属制度の申請代行者に土地家屋調査士も加えて頂きたく要望します。

令和５年４月２７日より開始された相続土地国庫帰属制度の申請代行者に土地の筆界に関する専門的知見を有する土地家屋調査士も加えて頂きたく要望します。

３、　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。

法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

要望項目　　県関係

団体名　三重県土地家屋調査士政治連盟

１、各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。

国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和５年度末時点（令和６年６月調査）で１０％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位)。過去３年同じ進捗率のままです。成果に結びつけるのが困難な状況であります。三重県地籍調査状況マップを参考までに添付します。

２、狭あい道路解消に向けた事業の推進を要望します。

令和５年度時点で、三重県内１３市町が狭あい道路整備等促進事業に取り組まれていますが、継続的に国の予算確保および事業実施行政が増えていきますよう、要望します。

３、　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。

法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

４、未登記道路解消のための処理につき、引き続き予算化を含めた取組を要望します。

境界立会時に判明することが多い未登記道路部分の処理について、測量費用や分筆登記の費用の全額とは言わないまでも、一部でも助成頂ける様要望します。

５、官公署の保有する諸資料について、早急に電子データ化され、開示請求が可能となるよう要望します。

過去の測量情報等や境界確定情報等、早急に電子データ化され、開示請求が可能となります様要望します。

６、嘱託登記関連の成果・請求の取り扱いについて、実施した作業の実績は請求できるよう要望します。

嘱託案件の分筆登記の際、境界杭の点検業務や杭種の確認業務等、請求可能となります様要望します。

近畿地方整備局管内と中部地方整備局管内での取り扱いに相違があり、場合によっては請求額に３倍近くの差異がある事例が生じておりますので、何卒、御配慮頂ける様、要望します。

令和６年９月18日

三重県土地家屋調査士政治連盟

要望への回答

公明党三重県本部顧問

参議院議員　新妻　秀規

国関係

1　法務省所管の地図混乱地域における不動産登記法第１４条地図作成作業の推進と予算・人員の確保について要望します。 　現行の地図整備計画が令和６年度で終了することから、次期地図整備計画（令和７年度～）も引き続き予算及び人員の確保を要望します。 　地図整備事業の経済効果は予算額の約７倍から約９倍との推計もあり、①防災・まちづくり型、②大都市特化型、③被災地域復興型の地区選定が、見込まれます。

（回答）

法務省では、土地に関する重要な情報基盤であり、不動産の流通や公共事業の円滑な実施に資する登記所備付地図の整備を進めるため、全国の法務局で法務局地図作成事業を計画的に実施している。

法務局地図作成事業では、作業の困難度の高い都市部の地図混乱地域を対象に、土地家屋調査士の専門的知見を活用して事業を進めている。

また、令和６年度においては、法務局地図作成事業について約４６億４，０００万円の予算が措置されている。

次期地図整備計画の初年度となる令和７年度概算要求においては、法務局地図作成事業について約４８億円を要求しているところである。

法務省としては、法務局地図作成事業を着実に進めるための予算及び人員の確保に努めつつ、引き続き、土地家屋調査士と連携して、登記所備付地図の整備に取り組んでまいりたい。

担当者：法務省民事局民事第二課　補佐官　金森真吾
連絡先：０３－３５９２－７３６４

国関係

２　相続土地国庫帰属制度の申請代行者に土地家屋調査士も加えていただきたく要望します。

令和５年４月２７日より開始された相続土地国庫帰属制度の申請代行者に土地の筆界に関する専門的知見を有する土地家屋調査士も加えていただきたく要望します。

（回答）

相続土地国庫帰属制度における申請手続において、業務として申請書類の作成を代行することができるのは、弁護士、司法書士及び行政書士に限られている。

相続土地国庫帰属制度の申請手続は、土地家屋調査士法（昭和２５年法第２２８号）第３条に定められている業務に当たらないため、土地家屋調査士が、業として申請書類の作成代行者となることは困難である。

もっとも、申請土地の所在や境界に不明瞭な点がある場合などには、承認申請に先立って、土地の筆界に関する専門的知識を有する土地家屋調査士に相談することも考えられる旨、法務省ホームページ及び申請の手引において案内しているところである。

連ケイ をはかる.

（参考）

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）

（業務）

第三条　調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一　不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量

二　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理

三　不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成

四　筆界特定の手続（不動産登記法第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理

五　筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

六　前各号に掲げる事務についての相談

七　土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をい

う。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理
八　前号に掲げる事務についての相談

担当者：法務省民事局民事第二課　補佐官　本坂淳子
連絡先：０３－３５９２－７３６４

国関係

３　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。 　法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

（回答）

　土地は、その利用及び管理が他の土地の利用・管理と密接な関係を有するものであり、所有者が土地の境界を円滑に確認することは極めて重要である。これを踏まえ、令和２年改正土地基本法においては、土地の所有者は、土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない旨が定められたものと承知している。

　他方で、隣地所有者からの依頼があった場合に境界の確認作業への立会いを義務付けることについては、法令上の義務を設ける必要性に加え、具体的な義務の内容・要件や義務違反について具体的な効果を持たせることができるかなどの様々な課題があり、慎重な検討が必要と考えている。　具体的提案，

（参考）

土地基本法（平成元年法律第８４号）

（土地所有者等の責務）

第六条　土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

２　土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。

３　土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

担当者：法務省民事局民事第二課　法務専門官　中田有亮
連絡先：０３－３５８０－４１４３

県関係

（要望先：三重県土地家屋調査士政治連盟）

１．各市町における地籍調査事業の推進と予算・人員の確保について要望します。

国土交通省ホームページによりますと県内の事業進捗率は令和５年度末時点（令和６年６月調査）で１０％であります（全国の下から２番目、大阪府と同順位）。過去３年同じ進捗率のままです。成果に結びつけるのが困難な状況であります。三重県地籍調査状況マップを参考までに添付します。

（答）

○　地籍調査実施に当たっての課題は市町村毎に様々ですが、国土交通省としては、地籍調査の計画的実施に必要な当初予算及び補正予算の確保に努めるとともに、地籍アドバイザーや国の職員の派遣による地籍調査に関する研修や助言の実施、民間事業者への包括的な業務委託の活用促進等、地方公共団体の実施体制の強化に向けた支援に努めているところです。

○　引き続き、こうした取組を進めるとともに、土地の筆界等について専門的な知識を有する土地家屋調査士とも連携し、地籍調査を推進してまいります。

担当者：国土交通省　政策統括官付　地理空間情報課　地籍整備室　橘
連絡先（直通）：０３－５２５３－８３８３

県関係

３　境界立会において、隣接土地所有者の立会義務化の法制化を要望します。 　法務局地図作成事業や地籍調査事業はもとより、民間での境界立会の際にも隣接土地所有者の立会義務化の法制化を強く要望します。

（回答）

土地は、その利用及び管理が他の土地の利用・管理と密接な関係を有するものであり、所有者が土地の境界を円滑に確認することは極めて重要である。これを踏まえ、令和２年改正土地基本法においては、土地の所有者は、土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない旨が定められたものと承知している。

他方で、隣地所有者からの依頼があった場合に境界の確認作業への立会いを義務付けることについては、法令上の義務を設ける必要性に加え、具体的な義務の内容・要件や義務違反について具体的な効果を持たせることができるかなどの様々な課題があり、慎重な検討が必要と考えている。

（参考）

土地基本法（平成元年法律第８４号）

（土地所有者等の責務）

第六条　土地所有者等は、第二条から前条までに定める土地についての基本理念（以下「土地についての基本理念」という。）にのっとり、土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する。

２　土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。

３　土地所有者等は、国又は地方公共団体が実施する土地に関する施策に協力しなければならない。

担当者：法務省民事局民事第二課　法務専門官　中田有亮
連絡先：０３－３５８０－４１４３

県関係　6.

嘱託登記関連の成果・請求の取り扱いについて、実施した作業の実績は請求できるよう要望します。

嘱託案件の分筆登記の際、境界杭の点検業務や杭種の確認業務等、請求可能となります様要望します。

近畿地方整備局管内と中部地方整備局管内での取り扱いに相違があり、場合によっては請求額に3倍近くの差違がある事例が生じておりますので、何卒、御配慮頂ける様、要望します。

（答）

○　各地方整備局等においては、公共嘱託登記を委託するにあたり、発注時に仕様書等において、その業務内容を明示した上で、原則、一般競争入札に付しております。

○　業務完了後には受注者から業務完了報告書を提出いただき、発注者側で検査を行った上で、受注者からの請求を受けて委託料をお支払いしております。

○　　そのため、境界杭の点検業務等を含め、受注者が仕様書等に基づき行った作業については、適切にお支払いをしているものと認識しております。

○　また、委託費の積算にあたっては、平成16年2月26日の中央用地対策連絡協議会理事会申合せを踏まえ、各地方整備局等がそれぞれ定めた公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準に基づき行っております。

※　　地方公共団体に係る公共嘱託登記業務についても、発注者がそれぞれ定めた仕様書等や業務積算基準により発注しているものと考えますが、国としては取りまとめや指導等を行う立場になく、詳細を承知しておりません。

担当者：国土交通省　不動産・建設経済局　土地政策課　公共用地室
用地企画官　植田　有持
連絡先（直通）：０３－５２５３－８２７０